

## 分科会審議品目（添加物関係）

### ○ 添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ 2-エチル-5-メチルピラジン . . . . . 1
- ・ イソペンチルアミン . . . . . 27
- ・ ケイ酸マグネシウム . . . . . 55

各剤について、

- ・ 諮問書（厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長へ）
- ・ 評価書（食品安全委員長から厚生労働大臣へ）

と2文書がございます。